居宅介護　重要事項説明書

1．事業者の概要

名　　称	社会福祉法人　壱岐市社会福祉協議会
所　在　地	〒811-5316　長崎県壱岐市芦辺町諸吉大石触179番地2
電 話 番 号	０９２０－４５－００４８
代表者氏名	会　長　　安　川　哲　子
設立年月日	平成１６年3月1日

2．事業所の概要

種　　類	指定障害福祉サービス事業者 平成２５年4月１日指定　長崎県４２１１７００００６９号
目　　的	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたるサービスを提供することを目的としています。
名　　称	壱岐市社協石田居宅介護事業所
所　在　地	長崎県壱岐市石田町石田西触１４８６番地１
電 話 番 号	０９２０－４４－６１５０
管理者氏名	寺田　真由美
運 営 方 針	利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、介護並びに介護等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。また、関係機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめます。
事業実施地域	壱岐市内
事業の主な対象障害の種類	特定無し
営　業　日	月曜日から日曜日の毎日
サービス提供時間	８時３０分から１７時１５分まで 但し、必要に応じて２４時間体制でサービス提供にあたります。
開設年月日	平成１６年3月1日
他 の 事 業	指定訪問介護事業

3．職員体制

職員体制は指定基準を遵守しています。

職　種	配置	指定基準	職務の内容
管　理　者	1名	1名	管理業務
サービス提供責任者	1名以上	１人以上	サービスの調整
訪 問 介 護 員	3名以上	2.5人以上	介護・生活援助

4．当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）居宅介護計画とサービス内容（契約書第３条・第４条）

当事業所では、下記のサービス内容から居宅介護計画を定めて、サービスを提供します。居宅介護計画は、市町村が決定した居宅介護の支給量（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。居宅介護計画は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出によりいつでも見直すことができます。

サービスの区分及びサービスの内容

①身体介護（家庭を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）
〇入浴介助・清拭・洗髪・・・入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
〇排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
〇食事介助・・・食事の介助を行います。
〇衣服の着脱の介助・・・衣服の着脱の介助を行います。
〇通院介助・・・通院の介助を行います。
〇その他必要な身体介護を行ないます。
※医療行為はいたしません。

②家事援助（家庭を訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
〇調理・・・利用者の食事の用意を行います。
〇洗濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。
〇掃除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
〇買い物・・・利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
〇その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③その他、必要に応じて健康や日常生活上のご相談や助言を行います。

（2）利用料及び利用者個人の負担額（契約書第５条）

上記サービスの利用に対しては、通常９割が介護給付費の対象となります。事業所が介護給付費を代理受領する場合は、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の１割（定率負担）をお支払いただきます。

①２人のホームヘルパーによる訪問を行った場合
１人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合は、利用者の同意のもとに２人でサービスを提供します。この場合は、２人分の利用者負担額をいただきます。また、深夜時間帯（２２時００分以降翌朝６時００分迄）の訪問も同様とします。

②利用者負担額の上限等について
・介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ）利用者は、壱岐市で決定した利用者負担額の上限が定められています。
・利用者の希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合は、サービス利用開始の際にその旨をお申し出下さい。

③償還払い
事業所が介護給付費の代理受領を行わない場合は、市町村が定める介護給付費基準額の全額をいったんお支払いただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（サービス提供証明書と領収書を添えて、市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

（3）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第５条）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに１ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

②通院介助においてのホームヘルパーの公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

（4）利用者負担額及び実費負担額のお支払方法（契約書第６条）

利用者個人の負担額は、１ヶ月ごとに集計し、翌月中旬迄に請求書を発行しますので口座振替又は現金でお支払下さい。

（5）利用の中止・変更・追加

①利用の予定日前に居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することが出来ます。この場合は、サービス当日の１時間前までに事業所に連絡して下さい。

②市町村が決定した支給量及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することが出来ます。
③サービス利用の変更・追加は、その日の稼動状況により利用者が希望する日及び時間にサービスを提供できない場合があります。その場合は、他の利用可能日等を提示する等の必要な調整をします。

（6）利用者負担額の変更
利用者実費負担額を変更する場合は、事前に説明します。

5．サービスの利用に関する留意事項

（1）ホームヘルパーについて
①サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供には、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス上の不利益が生じないよう充分に配慮します。
②利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきやご要望がありましたら、相談苦情受付窓口等にご遠慮なくご相談ください。
（2）サービス提供について
①サービスは、「居宅介護計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
②サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させて頂きます。ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。
③利用者への虐待の防止、差別の禁止、その他人権の擁護のため、以下の措置を講じます。
・虐待防止に関する担当者の選定及び設置

虐待防止担当者	寺田　真由美

・成年後見制度の利用支援
・苦情解決体制の整備
・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底
・虐待の防止のための指針の整備
④虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市へ報告します。
（3）サービス内容の変更
訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業所は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
（4）受給者証の確認（契約書第３条）
受給者証の記載内容に変更があった場合は、事業所に速やかにお知らせ下さい。
また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が受給者証の確認をさせていただく場合は、提示頂きますようお願いします。
（5）ホームヘルパーの禁止行為
ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。
① 医療行為
② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
⑤ 飲酒・喫煙及び飲食
⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

６．サービス実施の記録について

（1）サービス実施記録の確認

当事業所ではサービス提供ごとに実施日時に実施したサービスなどを記録し、利用者にその内容を確認いただきます。サービス計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より５年間保存します。

（2）利用者の記録や情報管理・開示について（契約書第８条）

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の請求に応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。）

７．損害賠償保険への加入(契約書第９条)

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　　損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保　険　名　　社協の保険

８．苦情の受付について(契約書第１４条)

（1）苦情の受付窓口及び苦情解決第三者委員

相談苦情受付窓口

壱岐市社会福祉協議会 石田支所　　電話　４４－６１５０

苦情受付担当者　　寺田　真由美

苦情解決責任者　　寺田　真由美

受付時間　月曜～金曜　８時３０分～１７時１５分

苦情解決第三者委員	田原　輝男	電話　０９２０－４７－５７７６
	加藤　　浩	電話　０９０－５４８９－２０７９
	山口　壽美	電話　０９２０－４５－０９４５
	松嶋　幸弘	電話　０９２０－４４－５７７１

（2）行政機関その他苦情受付機関

① 壱岐市市民福祉課地域福祉班　　電話　４８－１１１６

壱岐市郷ノ浦町本村触５６２

受付時間　月曜～金曜　8時３０分～１７時１５分

② 長崎県社会福祉協議会（運営適正化委員会）　　電話　０９５－８４６－６４１０

長崎市茂里町３番２４号

受付時間　月曜～金曜　９時００分～１７時００分

９．緊急時及び事故発生時の対応等

（1）緊急時及び事故発生時の対応等

１．利用者及び家族への対応

①訪問中の利用者の病状の急変または事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急措置を行うとともに、管理者へ報告します。

②特に診察等が必要な場合は、主治医へ連絡し、指示を受けます。

③上記の措置が終わったら、速やかに利用者や家族に説明し、家族の申し出に対して誠実に対応します。

２．利用者及び家族への損害賠償

サービス提供中に発生した事故等について、事業所が責任を負うものについては、事業所が加入する傷害補償保険の範囲内で補償します。

３．事故記録と報告

担当者は事故等の内容、処理方法、結果等を台帳に記載し、必ず責任者に報告します。また、必要に応じて行政機関等にも報告します。

１０．第三者評価の実施状況

実施なし

社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会
障害福祉サービス利用料金表

【居宅介護サービス】

令和6年4月1日改定

サービス区分	サービス内容	算定項目	通常利用料金	早朝夜間料金	深夜料金
イ.身体介護 ロ.通院等介助（身体介護を伴う場合）	①食事の介護	30分未満	294円	48円	58円
	②排泄の介護	30分以上60分未満	465円	76円	91円
	③移乗の介護	60分以上90分未満	675円	110円	132円
	④入浴介護・清拭・洗髪	90分以上120分未満	769円	125円	151円
	⑤衣類の着脱	120分以上150分未満	867円	141円	170円
	⑥通院介護	150分以上180分未満	963円	157円	188円
	⑦その他必要な介護	3時間以上、921単位に30分増すごとに83単位を追加した金額となります。			
ハ.家事援助	①調理	30分未満	122円	20円	24円
	②衣類の洗濯・補修	30分以上45分未満	176円	29円	35円
	③住居の掃除・整理整頓	45分以上60分未満	227円	37円	44円
	④買い物	60分以上75分未満	275円	45円	54円
	⑤関係機関との連携調整	75分以上90分未満	316円	52円	62円
		1時間30分以上、311単位に15分増すごとに35単位を追加した金額となります。			
ニ.通院等介助（身体介護を伴わない場合）		30分未満	122円	20円	24円
		30分以上60分未満	227円	37円	44円
		60分以上90分未満	316円	52円	62円
		1時間30分以上、345単位に30分増すごとに69単位を追加した金額となります。			

緊急時訪問介護加算	居宅介護計画以外の居宅介護を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合。	1回につき	100円
初回加算	新規に利用する場合。	1ヶ月につき	200円
福祉専門職員等連携加算	精神障害者の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等を共同で評価した場合。	1回につき	564円
その他	交通費その他必要な経費が生じたときには、協議のうえ実費をいただくことがあります。 また、特別な事情により、2名の介護員を派遣した場合は、料金は2倍になります。		

※上記の料金は、特別地域加算を加算した金額です。

重度訪問介護　重要事項説明書

１．事業者の概要

名　　称	社会福祉法人　壱岐市社会福祉協議会
所　在　地	〒811-5316　長崎県壱岐市芦辺町諸吉大石触179番地2
電 話 番 号	０９２０－４５－００４８
代表者氏名	会　長　　安　川　哲　子
設立年月日	平成１６年3月1日

２．事業所の概要

種　　類	指定障害福祉サービス事業者 平成２５年４月１日指定　長崎県４２１１７００００６９号
目　　的	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護及び外出時における移動中の介護、その他生活全般にわたるサービスを提供することを目的とします。
名　　称	壱岐市社協石田居宅介護事業所
所　在　地	長崎県壱岐市石田町石田西触１４８６番地１
電 話 番 号	０９２０－４４－６１５０
管理者氏名	寺田　真由美
運営方針	利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、介護並びに介護等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。また、関係機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめます。
事業実施地域	壱岐市内
事業の主な対象障害の種類	特定無し
営　業　日	月曜日から日曜日の毎日
サービス提供時間	８時３０分から１７時１５分まで 但し、必要に応じて２４時間体制でサービス提供にあたります。
開設年月日	平成１６年3月1日
他の事業	指定訪問介護事業

３．職員体制

職員体制は指定基準を遵守しています。

職　　種	配置	指定基準	職務の内容
管　理　者	1名	1名	管理業務
サービス提供責任者	1名以上	１人以上	サービスの調整
訪問介護員	3名以上	2.5人以上	介護・生活援助

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）重度訪問介護計画とサービス内容（契約書第３条・第４条）

当事業所では、下記のサービス内容から重度訪問介護計画を定めて、サービスを提供します。重度訪問介護計画は、市町村が決定した重度訪問介護の支給量（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。重度訪問介護計画は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出によりいつでも見直すことができます。

サービスの区分及びサービスの内容

①身体介護（家庭を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）
〇入浴介助・清拭・洗髪・・・入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
〇排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
〇食事介助・・・食事の介助を行います。
〇衣服の着脱の介助・・・衣服の着脱の介助を行います。
〇通院介助・・・通院の介助を行います。
〇その他必要な身体介護を行ないます。
※医療行為はいたしません。

②家事援助（家庭を訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
〇調理・・・利用者の食事の用意を行います。
〇洗濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。
〇掃除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
〇買い物・・・利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
〇その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③外出時の移動中の介護
官公庁や銀行などの公共機関への用務など、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動など社会参加のための外出の援助を行います。
※１日の範囲内で終える用務とし、通勤、営業活動などの経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

④その他、必要に応じて健康や日常生活上のご相談や助言を行います。

（2）利用料及び利用者個人の負担額（契約書第５条）
上記サービスの利用に対しては、通常９割が介護給付費の対象となります。事業所が介護給付費を代理受領する場合は、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の１割（定率負担）をお支払いただきます。

①２人のホームヘルパーによる訪問を行った場合
１人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合は、利用者の同意のもとに２人でサービスを提供します。この場合は、２人分の利用者負担額をいただきます。また、深夜時間帯（２２時００分以降翌朝６時００分迄）の訪問も同様とします。

②利用者負担額の上限等について
・介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ）利用者は、壱岐市で決定した利用者負担額の上限が定められています。
・利用者の希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合は、サービス利用開始の際にその旨をお申し出下さい。

③償還払い
事業所が介護給付費の代理受領を行わない場合は、市町村が定める介護給付費基準額の全額をいったんお支払いただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（サービス提供証明書と領収書を添えて、市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

（3）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第５条）
サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに１ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

②通院介助においてのホームヘルパーの公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

（4）利用者負担額及び実費負担額のお支払方法（契約書第６条）
利用者個人の負担額は、１ヶ月ごとに集計し、翌月中旬迄に請求書を発行しますので
口座振替又は現金でお支払下さい。

（5）利用の中止・変更・追加

①利用の予定日前に重度訪問介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することが出来ます。この場合は、サービス当日の１時間前までに事業所に連絡して下さい。

②市町村が決定した支給量及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することが出来ます。

③サービス利用の変更・追加は、その日の稼動状況により利用者が希望する日及び時間にサービスを提供できない場合があります。その場合は、他の利用可能日等を提示する等の必要な調整をします。

（6）利用者負担額の変更

利用者実費負担額を変更する場合は、事前に説明します。

5．サービスの利用に関する留意事項

（1）ホームヘルパーについて

①サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供には、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス上の不利益が生じないよう充分に配慮します。

②利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきやご要望がありましたら、相談苦情受付窓口等にご遠慮なくご相談ください。

（2）サービス提供について

①サービスは、「重度訪問介護計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

②サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させて頂きます。ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。

③利用者への虐待の防止、差別の禁止、その他人権の擁護のため、以下の措置を講じます。

・虐待防止に関する担当者の選定及び設置

虐待防止担当者	寺田　真由美

・成年後見制度の利用支援
・苦情解決体制の整備
・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底
・虐待の防止のための指針の整備

④虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市へ報告します。

（3）サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で重度訪問介護計画で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業所は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（4）受給者証の確認（契約書第３条）

受給者証の記載内容に変更があった場合は、事業所に速やかにお知らせ下さい。

また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が受給者証の確認をさせていただく場合は、提示頂きますようお願いします。

（5）ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為
② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
⑤ 飲酒・喫煙及び飲食
⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

６．サービス実施の記録について

（1）サービス実施記録の確認

当事業所ではサービス提供ごとに実施日時に実施したサービスなどを記録し、利用者にその内容を確認いただきます。サービス計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より５年間保存します。

（2）利用者の記録や情報管理・開示について（契約書第８条）

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の請求に応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。）

７．損害賠償保険への加入(契約書第９条)

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　　損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保　険　名　　社協の保険

８．苦情の受付について(契約書第１４条)

（1）苦情の受付窓口及び苦情解決第三者委員

相談苦情受付窓口

壱岐市社会福祉協議会 石田支所　　電話　４４－６１５０

苦情受付担当者　　寺田　真由美

苦情解決責任者　　寺田　真由美

受付時間　月曜～金曜　８時３０分～１７時１５分

苦情解決第三者委員	田原　輝男	電話　０９２０－４７－５７７６
	加藤　　浩	電話　０９０－５４８９－２０７９
	山口　壽美	電話　０９２０－４５－０９４５
	松嶋　幸弘	電話　０９２０－４４－５７７１

（2）行政機関その他苦情受付機関

① 壱岐市市民福祉課地域福祉班　　電話　４８－１１１６

壱岐市郷ノ浦町本村触５６２

受付時間　月曜～金曜　８時３０分～１７時１５分

② 長崎県社会福祉協議会（運営適正化委員会）　　電話　０９５－８４６－６４１０

長崎市茂里町３番２４号

受付時間　月曜～金曜　９時００分～１７時００分

９．緊急時及び事故発生時の対応等

（1）緊急時及び事故発生時の対応等

１．利用者及び家族への対応

①訪問中の利用者の病状の急変または事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急措置を行うとともに、管理者へ報告します。

②特に診察等が必要な場合は、主治医へ連絡し、指示を受けます。

③上記の措置が終わったら、速やかに利用者や家族に説明し、家族の申し出に対して誠実に対応します。

２．利用者及び家族への損害賠償

サービス提供中に発生した事故等について、事業所が責任を負うものについては、事業所が加入する傷害補償保険の範囲内で補償します。

３．事故記録と報告

担当者は事故等の内容、処理方法、結果等を台帳に記載し、必ず責任者に報告します。また、必要に応じて行政機関等にも報告します。

１０．第三者評価の実施状況

実施なし

社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会
障害福祉サービス利用料金表

【重度訪問介護】　令和6年4月1日改定

算定項目	通常利用料金	早朝夜間利用料金	深夜利用料金
1時間未満	214円	35円	42円
1時間分以上1時間30分未満	319円	52円	62円
1時間30分以上2時間未満	424円	69円	83円
2時間以上2時間30分未満	530円	86円	104円
2時間30分以上3時間未満	636円	104円	125円
3時間以上3時間30分未満	741円	121円	145円
3時間30分以上4時間未満	846円	138円	166円
4時間以上8時間未満	（821単位に30分を増すごとに+85単位）		
8時間以上12時間未満	（1505単位に30分を増すごとに+85単位）		
12時間以上16時間未満	（2184単位に30分を増すごとに+81単位）		
16時間以上20時間未満	（2834単位に30分を増すごとに+86単位）		
20時間以上24時間未満	（3520単位に30分を増すごとに+80単位）		
緊急時訪問介護加算（1回につき）	重度訪問介護計画以外の重度訪問介護を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合。		100円
初回加算（１ヶ月につき）	新規に利用する場合。		200円
その他	交通費その他必要な経費が生じたときには、協議のうえ実費をいただくことがあります。 また、特別な事情により、2名の介護員を派遣した場合は、料金は2倍になります。		

※上記の料金は、特別地域加算を加算した金額です。

※令和3年9月30日迄、基本報酬に0.1%上乗せ算定されます（コロナ感染症特例的な評価）。

更新日：令和6年4月1日

同行援護　重要事項説明書

1．事業者の概要

名　　称	社会福祉法人　壱岐市社会福祉協議会
所　在　地	〒811-5316　長崎県壱岐市芦辺町諸吉大石触179番地2
電 話 番 号	０９２０－４５－００４８
代表者氏名	会　長　　安　川　哲　子
設立年月日	平成１６年3月1日

2．事業所の概要

種　　類	指定障害福祉サービス事業者 平成２５年4月１日指定　長崎県４２１１７００６９号
目　　的	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたるサービスを提供することを目的としています。
名　　称	壱岐市社協石田居宅介護事業所
所　在　地	長崎県壱岐市石田町石田西触１４８６番地１
電 話 番 号	０９２０－４４－６１５０
管理者氏名	寺田　真由美
運 営 方 針	利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、介護並びに介護等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。また、関係機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめます。
事業実施地域	壱岐市内
事業の主な対象障害の種類	特定無し
営　業　日	月曜日から日曜日の毎日
サービス提供時間	８時３０分から１７時１５分まで 但し、必要に応じて２４時間体制でサービス提供にあたります。
開設年月日	平成１６年3月1日
他 の 事 業	指定訪問介護事業

3．職員体制

職員体制は指定基準を遵守しています。

職　種	配置	指定基準	職務の内容
管　理　者	1名	1名	管理業務
サービス提供責任者	1名以上	１人以上	サービスの調整
訪 問 介 護 員	3名以上	2.5人以上	介護・生活援助

4．当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）同行援護計画とサービス内容（契約書第３条・第４条）

当事業所では、下記のサービス内容から同行援護計画を定めて、サービスを提供します。同行援護計画は、市町村が決定した同行援護の支給量（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。同行援護計画は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出によりいつでも見直すことができます。

サービスの区分及びサービスの内容

①同行援護（身体介護を伴う）

〇移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。

〇移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の支援を行います。

〇外出時における排泄、食事などの介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

②同行援護（身体介護を伴わない）

〇移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。

〇移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の支援を行います。

（2）利用料及び利用者個人の負担額（契約書第５条）

上記サービスの利用に対しては、通常９割が介護給付費の対象となります。事業所が介護給付費を代理受領する場合は、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の１割（定率負担）をお支払いただきます。

①２人のホームヘルパーによる訪問を行った場合

１人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合は、利用者の同意のもとに２人でサービスを提供します。この場合は、２人分の利用者負担額をいただきます。また、深夜時間帯（２２時００分以降翌朝６時００分迄）の訪問も同様とします。

②利用者負担額の上限等について

・介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ）利用者は、壱岐市で決定した利用者負担額の上限が定められています。

・利用者の希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合は、サービス利用開始の際にその旨をお申し出下さい。

③償還払い

事業所が介護給付費の代理受領を行わない場合は、市町村が定める介護給付費基準額の全額をいったんお支払いただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（サービス提供証明書と領収書を添えて、市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

（3）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第５条）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに１ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

②通院介助においてのホームヘルパーの公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

（4）利用者負担額及び実費負担額のお支払方法（契約書第６条）

利用者個人の負担額は、１ヶ月ごとに集計し、翌月中旬迄に請求書を発行しますので口座振替又は現金でお支払下さい。

（5）利用の中止・変更・追加

①利用の予定日前に居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することが出来ます。この場合は、サービス当日の１時間前までに事業所に連絡して下さい。

②市町村が決定した支給量及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することが出来ます。

③サービス利用の変更・追加は、その日の稼動状況により利用者が希望する日及び時間にサービスを提供できない場合があります。その場合は、他の利用可能日等を提示する等の必要な調整をします。

（6）利用者負担額の変更

利用者実費負担額を変更する場合は、事前に説明します。

5．サービスの利用に関する留意事項

（1）ホームヘルパーについて

①サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供には、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス上の不利益が生じないよう充分に配慮します。

②利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきやご要望がありましたら、相談苦情受付窓口等にご遠慮なくご相談ください。

（2）サービス提供について

①サービスは、「同行援護計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

②サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させて頂きます。ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。

③利用者への虐待の防止、差別の禁止、その他人権の擁護のため、以下の措置を講じます。

・虐待防止に関する担当者の選定及び設置

虐待防止担当者	寺田　真由美

・成年後見制度の利用支援
・苦情解決体制の整備
・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底
・虐待の防止のための指針の整備

④虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市へ報告します。

（3）サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で同行援護計画で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業所は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（4）受給者証の確認（契約書第３条）

受給者証の記載内容に変更があった場合は、事業所に速やかにお知らせ下さい。

また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が受給者証の確認をさせていただく場合は、提示頂きますようお願いします。

（5）ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為
② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
⑤ 飲酒・喫煙及び飲食
⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

６．サービス実施の記録について

（1）サービス実施記録の確認

当事業所ではサービス提供ごとに実施日時に実施したサービスなどを記録し、利用者にその内容を確認いただきます。サービス計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より５年間保存します。

（2）利用者の記録や情報管理・開示について（契約書第８条）

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の請求に応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。）

７．損害賠償保険への加入(契約書第９条)

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　　損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保　険　名　　社協の保険

８．苦情の受付について(契約書第１４条)

（1）苦情の受付窓口及び苦情解決第三者委員

相談苦情受付窓口

壱岐市社会福祉協議会 石田支所　　電話　４４－６１５０

苦情受付担当者　　寺田　真由美

苦情解決責任者　　寺田　真由美

受付時間　月曜～金曜　８時３０分～１７時１５分

苦情解決第三者委員	田原　輝男	電話　０９２０－４７－５７７６
	加藤　　浩	電話　０９０－５４８９－２０７９
	山口　壽美	電話　０９２０－４５－０９４５
	松嶋　幸弘	電話　０９２０－４４－５７７１

（2）行政機関その他苦情受付機関

① 壱岐市市民福祉課地域福祉班　　電話　４８－１１１６

壱岐市郷ノ浦町本村触５６２

受付時間　月曜～金曜　８時３０分～１７時１５分

② 長崎県社会福祉協議会（運営適正化委員会）　　電話　０９５－８４６－６４１０

長崎市茂里町３番２４号

受付時間　月曜～金曜　９時００分～１７時００分

９．緊急時及び事故発生時の対応等

（１）緊急時及び事故発生時の対応等

１．利用者及び家族への対応

①訪問中の利用者の病状の急変または事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急措置を行うとともに、管理者へ報告します。

②特に診察等が必要な場合は、主治医へ連絡し、指示を受けます。

③上記の措置が終わったら、速やかに利用者や家族に説明し、家族の申し出に対して誠実に対応します。

２．利用者及び家族への損害賠償

サービス提供中に発生した事故等について、事業所が責任を負うものについては、事業所が加入する傷害補償保険の範囲内で補償します。

３．事故記録と報告

担当者は事故等の内容、処理方法、結果等を台帳に記載し、必ず責任者に報告します。また、必要に応じて行政機関等にも報告します。

１０．第三者評価の実施状況

実施なし

社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会
障害福祉サービス利用料金表

【同行援護】

令和6年4月1日改定

サービス区分	算定項目	通常利用料金	夜間早朝利用料金	深夜利用料金
H30.4月以降に支給決定を受けた者に提供した場合	30分未満	220円	36円	43円
	30分以上60分未満	347円	57円	68円
	60分以上90分未満	501円	82円	98円
	90分以上120分未満	576円	94円	113円
	120分以上150分未満	651円	106円	127円
	150分以上180分未満	727円	119円	142円
	180分以上 697単位に30分増すごとに66単位を追加した金額となります。			
緊急時訪問介護加算	同行援護計画以外の同行援護を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合。		1回につき	100円
初回加算	新規に利用する場合。		1ヶ月につき	200円
その他	交通費その他必要な経費が生じたときには、協議のうえ実費をいただくことがあります。 また、特別な事情により、2名の介護員を派遣した場合は、料金は2倍になります。			

※上記の料金は、特別地域加算を加算した金額です。